



雲南市からのお知らせ

おめでとうございます

◎叙位受賞 正六位

教育功勞により
故 出雲岩雄さん
(三刀屋町三刀屋)
叙位の榮譽に対し、心から敬意を表します。

市旗のあつ旋について

総務部総務課

☎0854-40-1021

市では、市旗をあつ旋しています。

購入については、別途お知らせします。なお、価格は次のとおりですが、送料(400円)が別にかかります。

【大】掲揚用(2穴付)

縦100cm×横150cm 6,300円

【小】一般家庭用

縦70cm×横100cm 2,700円

【小サイズ用付属品】受金具、棒、収納袋 1,000円

表示価格はすべて税込み。



【市章】雲南市の「U」をモチーフに、「いきい

平成18年度雲南市職員採用試験について

総務部人事課

☎0854-40-1021

平成18年度雲南市職員採用試験(農業若干名、建築(一級建築士免許を有する者又は今年度取得見込みの者)若干名)を予定しています。

詳細は、8月上旬に雲南市ホームページでお知らせします。

架空請求・不当請求にご注意ください

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

利用した覚えがないにもかかわらず、高額な請求がはがきやメールで送られてきたり、インターネット上で明確な説明もないのに、「登録完了」といった内容が表示され、高額の金銭を振り込ませようとしたりするなどの「架空請求」や「不当請求」があります。

このような請求がされた場合には、次の点に留意して対処してください。

きとした自然・人・街」「生命と神話が息づく新しい日本のふるさと」をイメージし、全体として、未来に向かって躍動・発展する雲南市を力強く表現しています。

福祉医療証(資格証)の更新申請手続きについて

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

平成17年10月の福祉医療の制度改正に伴い、毎年10月に医療証(資格証)の更新を行います。

更新申請の手続きを8月に行います。対象者の方へは、申請書を送付しますので手続きをしてください。申請の際にご持参いただくものについては、申請書を送付する際にお知らせします。

7月1日から9月30日までの間に行った申請により医療証(資格証)の交付を受けた方については、更新申請の必要はありません。受給期間を更新した医療証

送信元へは問い合わせしない

不審な請求をしてきた相手には問い合わせをしないようにしてください。問い合わせることにし、相手側にこちらの電話番号、メールアドレス、住所、氏名等の情報を与えてしまった場合、それらを悪用して恐喝されたり、繰り返し同様の請求を受けたりする場合があります。

また、裁判所等の公的な機関からメールで重要な連絡をすることはありません。

請求の内容を冷静に確認し、証拠を保存する

請求されても慌ててすぐに支払わないでください。まずは請求の内容をよく確認し、実際に利用した覚えがあるかどうか、契約が有効かどうかを冷静に判断してください。

相談窓口について

不審なハガキ、メールなどを受け取られた場合や請求が本物かどうか判断がつかないような場合には、金銭を支払わず、まずは各総合センター自治振興課または市民生活課

(資格証)を9月末に送付します。

申請受付窓口
各総合センター自治振興課
または市民生活課で申請手続きをしてください。

市民生活相談所の開設について

市民部収納管理課

☎0854-40-1035

昨今の景気低迷による多重債務や疾病などによる慢性的な生活苦の事案増大にともない、税・料の納付に関する相談が多数寄せられています。

そこで、「雲南市市民生活相談所」を開設し、市民のみなさんからの税・料の納付に関する相談や債権、債務、相続、消費生活に関する相談等に応じます。

市民生活相談所

●対象 市在住の方
●相談内容 税・料の支払いに関する事柄や民法(債権、債務、土地 相続等)、商法、民法、消費生活に関する事柄

までご相談ください。

また、島根県消費生活センター(☎0852-32-5916)、警察総合相談電話(☎0852-31-0911)、または最寄りの警察署でも相談を受け付けています。

出前パソコン講座の募集について

政策企画部情報政策課

☎0854-40-1015

市では、5名から10名の団体(グループ)を対象とした初心者向けパソコン講習の出前講座を実施しています。詳しくは、雲南市ホームページをご覧ください。お問い合わせのうえ、お申し込みください。なお、個人での申し込みはできません。

まちづくり懇談会共催団体の募集について

政策企画部情報政策課

☎0854-40-1015

または各総合センター自治振興課
市では、市長が市民の皆様

生活相談……市民からの生活相談受任後、相談所内部で状況把握と分析。必要性・緊急性に応じて相談者との接触を図り対応を協議します。
法律相談……弁護士との相談を必要とする場合は、あらかじめ設定した相談日に指定する会場で、対面またはTV電話等で法律相談を行います。
これらの相談方法は、電話と面接双方で行います。

ただし、信教及び思想信条に関する事柄が相談用件である場合は除きます。

●料金 相談は無料ですが、法律相談は原則無料ですが、解決に相当な期間を要する場合は、協議の上、有料で受任し対応します。

●情報守秘 本事業は個人情報保護法の趣旨を尊重し、情報守秘・法令遵守を前提として、毎回相談者・応談者ともに同意書を作成します。

電話相談と面接相談をご希望の方は、雲南市市民生活相談所(市民部収納管理課)まで電話をお願いします。

と直接お会いし、ふるさとの恵みを活かした魅力あるまちづくりについて語り合う「まちづくり懇談会」を、懇談を希望する団体と共催で開催します。

懇談会の開催要領

●募集団体

市内に本拠地を置き市内で活動をする団体で、雲南市のまちづくりについて市長に提言し、懇談を希望する団体。

●開催日時、場所

平成18年8月～10月(申し込みにより順次開催します。)

会場の確保は、原則、共催団体が確保してください。

開催時間は2時間以内を目途とします。

●申し込み方法

開催を希望される団体は、事前に情報政策課または各総合センター自治振興課までご連絡ください。

●その他

・懇談会の司会進行は、共催団体の方でお願いします。
・市長等の日程調整には時間を要するため、なるべく早めの応募をお願いします。